

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	県制度融資による資金繰り支援(制度融資保証料補給)(6月補正・経営改革課)	①中東情勢の影響を受ける中小企業者を対象とした制度融資を創設し、資金繰りを支援 ②融資時にかかる保証料の1/3を補給するもの ③(融資枠200億円(※)×保証料率1.025%×据置期間3年+融資枠200億円×保証料率1.025%×返済期間7年×分割係数0.55)×補給割合1/3=(据置期間保証料615,000千円+償還期間保証料789,250千円)×補給割合1/3=468,084千円 ④最近1か月の売上高等が前年または2年前同月比で3%以上減少し、その後2か月の売上高等が前年または2年前同期比で3%以上減少する見込の中小企業者等(ただし、中東情勢の影響により、資金繰りに著しい支障をきたす見込みの場合には、数値要件を満たさなくても対象とする。) ※想定対象事業者数:約1200件	R8.6	R9.3
2	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業(私立小中学校、専修学校)(6月補正・大学私学課)	①電気料金高騰の影響により、経営に大きな影響が生じている私立学校に対し、電気料金の高騰分を支援することにより、事業者の経営の安定化につなげる。 ②過去の電気料金高騰分(令和3年度との差額)の支援単価のうち、最大支援単価の6割を支援(R8.7月～R8.9月分) ③私立小学校 39千円 私立中学校 263千円 私立高等学校 4,825千円 私立専修学校 947千円 ④県内私立学校	R8.7	R9.3
3	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業(交通事業者)(6月補正・地域鉄道課)	①電気料金高騰により、経営に大きな影響が生じている地域鉄道事業者を支援 ②地域鉄道事業者の電気料金高騰分(令和3年度からの増加分) ③補助金21,048千円(福井鉄道:2,499千円、えちぜん鉄道:7,050千円、ハピラインふくい:11,499千円) ④地域鉄道事業者	R8.7	R9.3
4	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業(交通事業者)(6月補正・交通まちづくり課)	①原油価格高騰により経営に大きな影響が生じている地域公共交通事業者等を支援 ②燃料費(高騰分) ③委託料71,254千円(補助金:67,210千円、給付事務委託:4,044千円) (路線バス事業者1,400千円(京福バス:825千円、福井鉄道:300千円、その他6者:275千円)、高速・空港連絡バス事業者945千円(京福バス:659千円、福井鉄道:286千円)、タクシー事業者8,741千円(7.5千円×995台=7,463千円、事務費1,278千円)、自動車運転代行事業者3,356千円(7.5千円×310台=2,325千円、事務費:1,031千円)、トラック事業者56,812千円(普通車:9千円×5,869台=52,821千円、小型車:2.5千円×372台=930千円、軽自動車:1.5千円×884台=1,326千円、事務費:1,735千円)) ④路線バス事業者、高速・空港連絡バス事業者、タクシー事業者、自動車運転代行事業者、トラック事業者	R8.4	R9.3
5	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業(観光バス)(6月補正・誘客推進課)	①燃料価格高騰により経営に影響が生じているバス事業者を支援 ②恐竜バスの運行に要する経費のうち燃料価格高騰による影響額 ③燃料高騰分 9円×1,876L(4～9月までに使用される軽油量)=16,884円 16,884円×1/2=8,442円 ④恐竜バスの運行事業者	R8.7	R8.10
6	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業(貸切バス・遊覧船)(6月補正・観光政策課)	①燃料価格高騰により影響を受けた県内貸切バス、観光遊覧船事業の安定した運営につなげるため、燃料価格の高騰分を支援 ②燃料価格の高騰分 ③県内バス台数620台×単価4千5百円=2,790千円 県内遊覧船隻数8隻×単価60千円=480千円 ④県内の貸切バス、観光遊覧船事業者	R8.4	R9.3
7	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	高齢者生活支援検討・実証事業(6月補正・長寿福祉課)	①物価高騰や高齢化の進行により、食料品や日用品の購入が困難となっている高齢者に対し、買い物支援の実証事業を実施することにより、食料・日用品の購入機会の確保による生活維持を図る。合わせて、高齢化率の高い地域における全般的な生活支援ニーズを調査(※)する。 ※物価高騰の影響を受けている高齢者への支援策を構築するために必要な事前調査である。ニーズの種類や規模感を詳細に把握し、その調査結果を次年度以降の買物支援等の事業に反映することで、真にサービスを必要としている高齢者に対し、実情に即した支援を届けることができる。 ②民間事業者への補助金、高齢者生活支援ニーズ調査 ③6,000千円(20千円/月×50集落×6か月)、2,500千円(調査費用※) ※過去に実施した高齢者向け実態調査の見積実績を参考に、近年の人員費高騰分等を加味した金額を設定 ④交付対象者:実証事業を担う民間事業者 調査対象者:高齢化率の高い地域の高齢者	R8.7	R9.3
8	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業(救護施設)(6月補正・地域福祉課)	①電気料金増加など物価高騰の影響が大きく見込まれる救護施設に対し、高騰分の一部を支援 ②電気代 ③試算した1人当たりの影響額×定員数 1,670円×定員120人=200,400円 ④救護施設(大野荘)	R8.7	R9.3
9	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業(高齢者施設)(6月補正・長寿福祉課)	①電気料金増加などの物価高騰の影響が大きく見込まれる高齢者福祉施設等の負担軽減等を図り、介護サービスの安定した提供につなげるため、高騰の影響額相当分の一部を支援 ②高齢者福祉施設等に対して交付する支援金等 ③入所系 1,800円/人×16,637人=29,460,600円 通所系 1,440円/人×10,850人=15,624,000円 訪問系 11,850円/施設×566施設=6,707,100円 委託事務費 6,124,000円 委託費(6,124千円)の内訳 1 封入・封緘 734千円 2 事務局の設置・運営 2,565千円 3 電話問い合わせ窓口の設置・運営 1,647千円 4 物品、什器 115千円 5 運営管理費 506千円 6 消費税 557千円 ④介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護(みなし除く)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション(みなし除く)、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護(みなし除く)、訪問リハビリテーション(みなし除く)、定期巡回随時対応訪問介護看護、居宅介護支援、福祉用具貸与	R8.7	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
10	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業(障がい者福祉施設)(6月補正・障がい福祉課)	①電力等の価格高騰が続く中、障がい福祉施設等に対し物価等高騰対策支援金を支給することにより、利用者負担への影響を抑制する。 ②障がい福祉施設等に対し支援金を交付する。 ③単価 入所系 1,800円/人×3,044人=5,479,200円(130施設) 通所系 1,440円/人×9,096人=13,098,240円(560施設) 訪問系・相談系 11,850円/事業所×241施設=2,855,850円 委託事務費 3,793千円 1.封入・封緘 454千円 2.事務局の設置運営 1,588千円 3.電話問合せ窓口設置・運営 1,020千円 4.物品・什器 71千円 5.運営管理費 315千円 6.消費税 345千円 ④障がい福祉サービス事業所	R8.7	R9.3
11	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業(児童入所施設・私立保育所)(6月補正・児童家庭課)	①物価高騰の影響を受けている私立保育所等および児童入所施設の経営安定のため、電気料金の高騰分を支援する。 ②高騰見込みの電気料金の一部を補助 ③電力契約形態に応じた補助単価×施設定員数 私立保育所等【高圧】420円×11,827人=4,967,340円 私立保育所等【低圧】350円×7,256人=2,539,600円 児童入所施設【高圧】4,510円×128人=577,280円 児童入所施設【低圧】1,760円×109人=191,840円 委託費 815千円 1.封入・封緘 98千円 2.事務局の設置運営 341千円 3.電話問合せ窓口設置・運営 219千円 4.物品・什器 15千円 5.運営管理費 68千円 6.消費税 74千円 ④私立保育所等、児童入所施設	R8.7	R9.3
12	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業(私立幼稚園)(6月補正・児童家庭課)	①物価高騰の影響を受けている私立幼稚園の経営安定のため、電気料金の高騰分を支援する。 ②高騰見込みの電気料金の一部を補助 ③電力契約形態に応じた補助単価×施設定員数 私立幼稚園【高圧】830円×670人=556,100円 私立幼稚園【低圧】690円×1,035人=714,150円 ④私立幼稚園	R8.7	R9.3
13	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業(医療機関)(6月補正・地域医療課)	①医療機関は定価価格のため物価高騰の影響を患者に転嫁することができないことから、物価高騰相当分(電気料金・燃料価格高騰分)を支援 ②医療機関の電気料金・燃料価格の高騰分 ③病院・有床診療8,250円/床×9,061床=74,753,250円 無床診療(内科・歯科)・助産所・施術所18,750円/施設×1,041施設=19,518,750円 委託事務費 4,632,000円 【事務委託費(4,632千円)内訳】 ・封入・封緘 555千円 ・事務局の設置・運営 1,939千円 ・電話窓口の設置・運営 1,245千円 ・物品・什器 87千円 ・運営管理費 385千円 ・消費税 421千円 ④病院、有床診療所、無床診療所、助産所、施術所、歯科技工所	R8.9	R9.3
14	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業(私立専修学校)(6月補正・地域医療課)	①看護師等養成所(地域医療課所管分)に対し、学生数に応じた物価高騰相当分を支援(燃料価格高騰分) ②看護師等養成所の電気料金・燃料価格の高騰分を支援 ③学生数(63名+126名)×800円=150千円 ④看護師等養成所 2校	R8.7	R9.3
15	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業(薬局)(6月補正・医薬食品・衛生課)	①物価高騰の影響を受けながらも価格転嫁が困難である、薬局の負担軽減を図るため電気料を支援 ②薬局の電気料を支援 ③対象数:323施設 単価:18,750円 323施設×18,750円=6,056,250円 事務委託費:1,316,000円 1.封入・封緘 158千円 2.事務局の設置運営 551千円 3.電話問合せ窓口設置・運営 354千円 4.物品・什器 25千円 5.運営管理費 109千円 6.消費税 119千円 ④県内の保険薬局	R8.7	R9.3
16	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業(公衆浴場)(6月補正・医薬食品・衛生課)	①物価高騰の影響を受けながらも価格転嫁が困難である、公衆浴場の負担軽減を図るため燃料価格を支援 ②公衆浴場の燃料価格を支援 ③対象数:11施設 単価:A重油 38円/ℓ、灯油 15円/ℓ、廃油 11円/ℓ 38円×131,633ℓ=5,002,054円 15円×2,453ℓ=36,795円 11円×46,700ℓ=513,700円 (5,002,054円+36,795円+513,700円)×1/2(補助率) ×1/2(支援期間4~9月)=1,388,137円 ④県内の一般公衆浴場	R8.4	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
17	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	電気・ガス価格負担軽減支援事業(6月補正・経営改革課)	【電気・ガス給付金】 ①国の電気・ガス料金負担軽減支援事業による支援が行き届いていない、高圧電力、特別高圧電力および工業用ガスを利用する事業者を支援 ②③④ ・県内に本社を有し、次の要件を全て満たす中小企業に対し最大180千円の給付金を給付 Ⅰ 高圧電力、特別高圧電力を契約、または工業用のガスを契約 Ⅱ 前決算期における費用に占める電気・ガス料金の割合が3%以上 Ⅲ 特定期間の何れか1月の電気・ガス料金がR4.4～R5.3月の何れか1月に比べ増加 ・県内に特別高圧電力の契約をしている事業所を有する事業者に対し、次のとおり給付金を給付 特定期間の何れか1月の最大電力使用量×1.8円/kWh×2か月 特定期間の何れか1月の最大電力使用量×2.3円/kWh×1か月 ※1事業者の上限額は、月2,400千円(3か月で最大7,200千円) (積算) 350件×140千円(平均見込申請金額)=49,000千円 7,200千円×12件+2,400千円(7,200千円未満の平均見込申請額)×13件≒119,000千円 事務費 40,315千円(事務局運営費、人件費、振込手数料、広報費、一般管理費等) 【LPガス給付金】 ①国の電気・ガス料金負担軽減支援事業による支援が行き届いていない、LPガスを利用する事業者および一般家庭を支援 ②LPガスを利用する事業者および一般家庭に対し、利用料金から次のとおり値引きを実施(特定期間) ・業務用LPガスの利用料金が月100千円以上の事業者(10千円/件) ・業務用LPガスの利用料金が月100千円未満の事業者(1千円/件) ・一般家庭の利用者(1千円/件) ③④ ・業務用LPガスの利用料金が月100千円以上の事業者(A) ・業務用LPガスの利用料金が月100千円未満の事業者(B) ・一般家庭の利用者(C) (積算) 1,000件(A)×10千円+171,000件(B+C)×1千円=181,000千円 事務費 61,916千円(事務局運営費、人件費、振込手数料、広報費、一般管理費等)	R8.8	R9.3
18	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	企業における省エネ設備等導入支援事業(6月補正・産業技術課)	①原油価格高騰の影響を大きく受けている中小企業等を緊急的に支援するため、新たに「原油価格高騰枠」を設けることにより、導入費用が高額な省エネ設備への更新を後押しし、エネルギー価格の高止まりに対応できる経営体質への転換を促進する。 ②企業が実施する設備等導入経費に対する補助金、補助事業に関する事務委託経費 ③203,338千円 ・補助事業:200,000千円(10,000千円/企業×20件) ・事務委託:3,338千円(人件費、事務局運営費、一般管理費等) ④県内に事業所を置く製造業および商業・サービス業関係企業	R8.8	R9.3
19	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	施設園芸セーフティネット支援事業(6月補正・園芸振興課)	①農家の負担軽減および経営継続を図るため、燃油価格高騰の影響を受け、経営が圧迫されている園芸農家を支援 ②③施設園芸セーフティネット構築事業の積立金(生産者負担分)を補助(積立金のうち生産者負担の1/2) (積算)68,968,715円(想定R8積立金)×1/2(事業者負担分)×1/2(県補助分)=17,243千円 ④農業生産法人、生産者集団等(40件程度)	R8.7	R9.3
20	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	漁業経営セーフティネット支援事業(6月補正・水産課)	①原油価格および物価高騰により燃料価格等が高騰している漁業者の経営安定 ②国の制度「漁業経営セーフティネット構築事業」にかかる漁業者負担掛金 ③県内196漁業者の掛金総額28,766千円(57,531,100×補助率1/2) ④「漁業経営セーフティネット構築事業」に加入する県内12漁協196漁業者	R8.4	R9.3
21	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	漁業用資材高騰緊急対策事業(6月補正・水産課)	①原油価格および物価高騰により、高騰している漁業用資材について、高騰分に対し、支援することで影響の緩和を図り、漁業者の経営安定化につなげる ②令和7年度からの魚箱単価の高騰分への支援 ③魚箱 13,771千円(平均年間売上額166,244,536円×値上げ率0.25×対象期間8/12×補助率1/2) ④1県漁業協同組合連合会、3漁業協同組合	R8.8	R9.3
22	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業水利施設電気料金高騰対策補助金(6月補正・農村振興課)	①土地改良施設(農業水利施設)運営の安定を図るため、R3年度からの電気料金高騰による負担を軽減。 ②電気料金 ③[(36,500千円[対象施設100箇所のR6電力料増加分(R3比)6か月分]－10,237[既存事業補助額])×1/2[県補助分]]×4/6(4か月分を算出)≒8,752千円[交付対象経費]※端数調整あり [(19,622千円[対象施設105箇所のR6電力料増加分(R3比)6か月分]－900[既存事業補助額])×0.7－2,730千円[国補助分]]×3/7[県補助分]×4/6(4か月分を算出)≒2,964千円[交付対象経費]※端数調整あり 8,752千円+2,964千円=11,716千円[交付対象経費計] [(19,622千円[対象施設105箇所のR6電力料増加分(R3比)6か月分]－900[既存事業補助額])×0.7－2,730千円[国補助分]]×4/7[国補助分]×4/6(4か月分を算出)≒3,953千円[一般財源]※端数調整あり 2,730千円[国補助分]×4/6(4か月分を算出)≒1,820千円[一般財源]※端数調整あり 3,953千円+1,820千円=5,773千円[一般財源計] 17,489千円[総事業費]=5,773千円[一般財源]+11,716千円[交付対象経費] ④交付対象者:市町・土地改良区(59箇所)、対象施設:土地改良施設(205箇所)	R8.6	R9.3